

横手市ハンズオン支援プログラム業務委託 仕様書

1 件名

本事業の件名は、「横手市ハンズオン支援プログラム業務委託」とする。

2 目的

本市の人口は、2024年（令和6年）4月末現在81,600人である。2040年（令和22年）には、6万4千人になると推計されており、出生率の低下と若者の県外転出がこの要因として挙げられている。

本業務は、新たな事業を自ら生み出し、雇用機会を作れるような「地域の中心となる起業家」を増やし、横手市で起業を目指す方や経営者を横手・秋田・全国各地から集結させ、交流を通して県南エリアの中心都市として、駅前や近隣の空き店舗・空きオフィスを利用する創業者や将来的なまちづくりのキープレイヤーとなる人材の輩出・育成を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

（1）経験共有型成長セミナーの立案及び実施

（ア）対象者 横手市内、秋田県内、全国の起業に興味がある方、経営者、まちの賑わい創出を考えている方等

（イ）募集人数 延べ100名以上

（ウ）実施回数 2回以上実施すること

（エ）内容 ユニークでオリジナリティあふれるビジネスマインドを持つ者が各自の経験や知識を共有、共に成長することができるセミナーを開催し、起業・創業の機運醸成を高めること
※全国からの参加者に対応するため、オンライン配信にも対応すること

（具体的な内容の例）

- ・デザインやコンセプトの重要性、ブランディングやマーケティングについて理解を深めるセミナー
- ・全国有数の成功実業家による経営改革に必要な極意を学ぶセミナー

（2）セミナー参加者の募集および問い合わせ対応

ア 募集及び申込受付

（ア） 事前に参加者の募集を行い、管理（受付業務を含む）を行うこと

（イ） 参加予定人数については、市に随時報告し、情報を共有すること

（ウ） 参加者数は締切時点をもって確定したものとし、定員を大幅に超過する場合は

抽選とすること、当日参加は定員に余裕がある場合は可とすること

イ 問合せ対応

- (ア) 参加者からの問合せには適宜対応すること
- (イ) 必要に応じて申込手續のサポート等の支援を行うこと

ウ 広告宣伝

- (ア) ホームページ、SNS、広報紙等を活用し、効果的な情報発信を行うこと
- (イ) 参加希望者がセミナーの情報を容易に知り得る方法にすること

エ アンケート調査

- (ア) イベント終了後、参加者に対しアンケート調査を必ず実施すること
- (イ) アンケートの項目等については、事前に市と協議すること
- (ウ) 多くの参加者から回答が得られるようオンライン回答も可能にすること
- (エ) アンケート結果を集計し、分析をしたうえで市に報告すること

(3) 伴走型経営支援（個別ハンズオン支援）

- (ア) 対象者 将来的に横手市を代表する起業家に成長することが期待できる横手市内で起業を考えている方・横手市内で創業して3年以内の方
- (イ) 対象人数 3名以上
支援対象者の選定にあたっては公募の上、横手市商工労働課と協議の中で決定すること
- (ウ) 支援回数 最低月に1回の定例ミーティングを設け、支援対象者に応じたコンサルティングを行うこと
- (エ) 内容
 - ①ブランディングデザイン等の企画・構築
対象者自身、商品やサービスの発信や消費者への訴求、他社との差別化を目的としたブランディングデザイン等の企画を行うこと
 - ②マーケティングの支援
市場における対象者の商品・サービスを分析し、ホームページや広告等のアドバイス支援を行うこと
 - ③SNSや各種メディアを活用した情報発信
商品・サービスの優位性や特徴、新規性など支援者に沿ったSNSや各種メディアへの効果的な発信支援を行うこと

④販路開拓・販路拡大支援

商品・サービスの販売戦略を立案し、販路開拓や販路拡大の支援を行うこと

⑤広報活動

さらなる起業家・起業希望者を市内に生み出すため、支援した起業家の取組等を新聞、テレビ、インターネット上、イベント等各種媒体で広報すること

⑥業務全般のサポート

支援対象者の経営課題解決に向けて「自走式」で課題解決ができる様、当事者主体で課題を定義し解決できる力を身に付けることができるようにサポートすること

※①～④に関しては支援対象者の必要の有無に合わせて行うこと

(4) 業務の報告

ア 業務の進捗状況を2ヶ月に1回電子ファイル形式で商工労働課へ報告することとし、成果に関する報告会を3月の実績報告書提出時に開催すること

イ 各起業者の活動・経営の状況及び新事業の創出や雇用の拡大に関する成果をとりまとめ、実施報告書を作成すること。実施報告書は、電子ファイル形式で作成し、紙媒体1部と電子媒体を納品すること

(5) 地域との連携

横手市創業支援事業計画にある創業支援事業者とも連携し、地域の実情に合わせた形で実施すること

5 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること

6 その他

(1) 受託者は、業務を行うにあたり、関係法令並びに市の条例及び規則を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたり、実施体制を整備し、確実に履行すること。

(3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と事前協議の上、業務の一部を委託することができる。

(4) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び
き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- （5）受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。
- （6）受託者は、契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
- （7）受託者は、業務を行うにあたり、故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （8）本業務の委託料は、業務完了後に完了検査を合格した後、受託者からの請求により支払うものとする。
- （9）本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議して決定するものとする。